

(第 96 号議案)

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(周辺住民に対する周知及び説明会の開催)</p> <p>第 7 条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第 3 条第 1 項の届出をする前に当該住宅宿泊事業を営もうとする住宅の周辺住民に対し当該住宅宿泊事業の内容を周知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 条～第 15 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の第 7 条第 1 項の規定は、施行日以後に行う住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 3 条第 1 項の届出について適用し、施行日前に行う同項の届出については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>3 <u>施行日以後に住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出をしようとする者で中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第 6 条第 1 項に規定する制限区域以外の用途地域において住宅宿泊事業を実施しようとするものは、施行日前においても、改正後の第 7 条第 1 項の規定の例により同項に規定する周辺住民に対する周知を行うことができる。</u></p>	<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(周辺住民に対する周知及び説明会の開催)</p> <p>第 7 条 <u>制限区域において</u>住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第 3 条第 1 項の届出をする前に当該住宅宿泊事業を営もうとする住宅の周辺住民に対し当該住宅宿泊事業の内容を周知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 条～第 15 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>